⑷　所要時間４時間以上６時間未満の場合

㈠　要介護１	502単位
㈡　要介護２	610単位
㈢　要介護３	717単位
㈣　要介護４	824単位
㈤　要介護５	931単位

⑸　所要時間６時間以上８時間未満の場合

㈠　要介護１	671単位
㈡　要介護２	821単位
㈢　要介護３	970単位
㈣　要介護４	1,121単位
㈤　要介護５	1,271単位

ロ　大規模型通所リハビリテーション費(I)

⑴　所要時間１時間以上２時間未満の場合

㈠　要介護１	265単位
㈡　要介護２	295単位
㈢　要介護３	324単位
㈣　要介護４	354単位
㈤　要介護５	383単位

⑵　所要時間２時間以上３時間未満の場合

㈠　要介護１	278単位
㈡　要介護２	334単位
㈢　要介護３	390単位
㈣　要介護４	445単位
㈤　要介護５	501単位

⑶　所要時間３時間以上４時間未満の場合

㈠　要介護１	379単位
㈡　要介護２	455単位
㈢　要介護３	531単位
㈣　要介護４	606単位
㈤　要介護５	682単位

⑷　所要時間４時間以上６時間未満の場合

㈠　要介護１	494単位
㈡　要介護２	599単位
㈢　要介護３	704単位
㈣　要介護４	810単位
㈤　要介護５	916単位

⑸　所要時間６時間以上８時間未満の場合

㈠　要介護１	659単位
㈡　要介護２	807単位
㈢　要介護３	954単位
㈣　要介護４	1,101単位
㈤　要介護５	1,249単位

ハ　大規模型通所リハビリテーション費(II)

⑴　所要時間１時間以上２時間未満の場合

㈠　要介護１	258単位
㈡　要介護２	287単位
㈢　要介護３	315単位
㈣　要介護４	344単位
㈤　要介護５	373単位

⑵　所要時間２時間以上３時間未満の場合

㈠　要介護１	271単位
㈡　要介護２	326単位
㈢　要介護３	379単位
㈣　要介護４	434単位
㈤　要介護５	487単位

⑶　所要時間３時間以上４時間未満の場合

㈠　要介護１	369単位
㈡　要介護２	443単位
㈢　要介護３	516単位
㈣　要介護４	590単位
㈤　要介護５	664単位

⑷　所要時間４時間以上６時間未満の場合

㈠　要介護１	480単位
㈡　要介護２	583単位
㈢　要介護３	686単位
㈣　要介護４	788単位
㈤　要介護５	891単位

⑸　所要時間６時間以上８時間未満の場合

㈠　要介護１	642単位
㈡　要介護２	785単位
㈢　要介護３	929単位
㈣　要介護４	1,072単位
㈤　要介護５	1,216単位

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス基準第115条第１項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員（以下この号において「医師等」という。）の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。